

---

# 農薬の生態影響評価の取組み

---

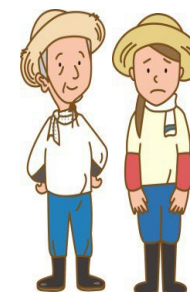
環境省 水・大気環境局  
環境管理課農薬環境管理室



- 農薬を使用することによる、農薬を使用する人への影響、農薬の残留による消費者への影響、環境に対する影響が考えられ、これらへの対応が必要。

## 3つの安全を確保

① 生産者（＝農薬使用者）の安全



② 農薬が使用された農作物を食べた者の安全



③ 環境（生活環境動植物等）に対する安全

環境省



# 農薬の安全確保に向けた枠組み

- 農薬取締法において、農薬の登録制度を設けることにより、効果があり、人の健康や環境に対して安全と認められたものだけを農林水産大臣が登録。登録された農薬のみ、製造・販売・使用が可能。
- 環境大臣は、農薬取締法第4条第6号～9号に係る農薬登録を認める際の基準を設定するとともに、農薬の適正使用に係る指導等を実施。

## 製造

### ○ 農薬の登録

農薬の製造・輸入には、農林水産大臣の登録を受けることが必要

登録時には、人の健康や環境への安全性等を審査



### ○ 農薬の表示

農薬の容器等に、農薬の名称や使用方法に関するラベルを表示

## 流通

### ○ 農薬の販売者の届出

販売所ごとに、代表者の氏名、所在地等を届け出

### ○ 農薬の販売

無登録農薬の販売を禁止

## 使用

### ○ 農薬の適切な使用

定められた使用方法（対象となる病虫害や農作物等）の遵守

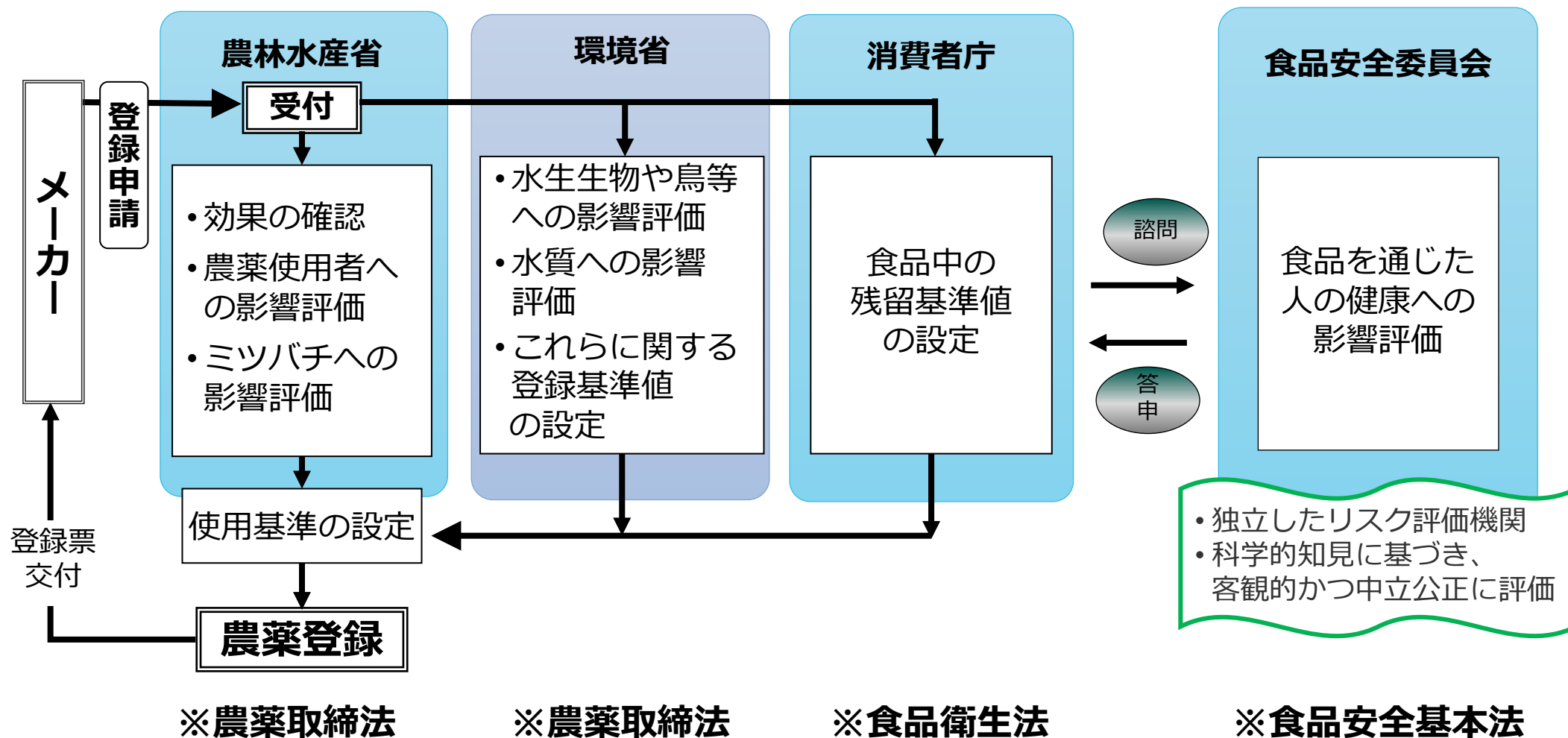


### ○ 農薬の使用の禁止

無登録農薬の使用を禁止

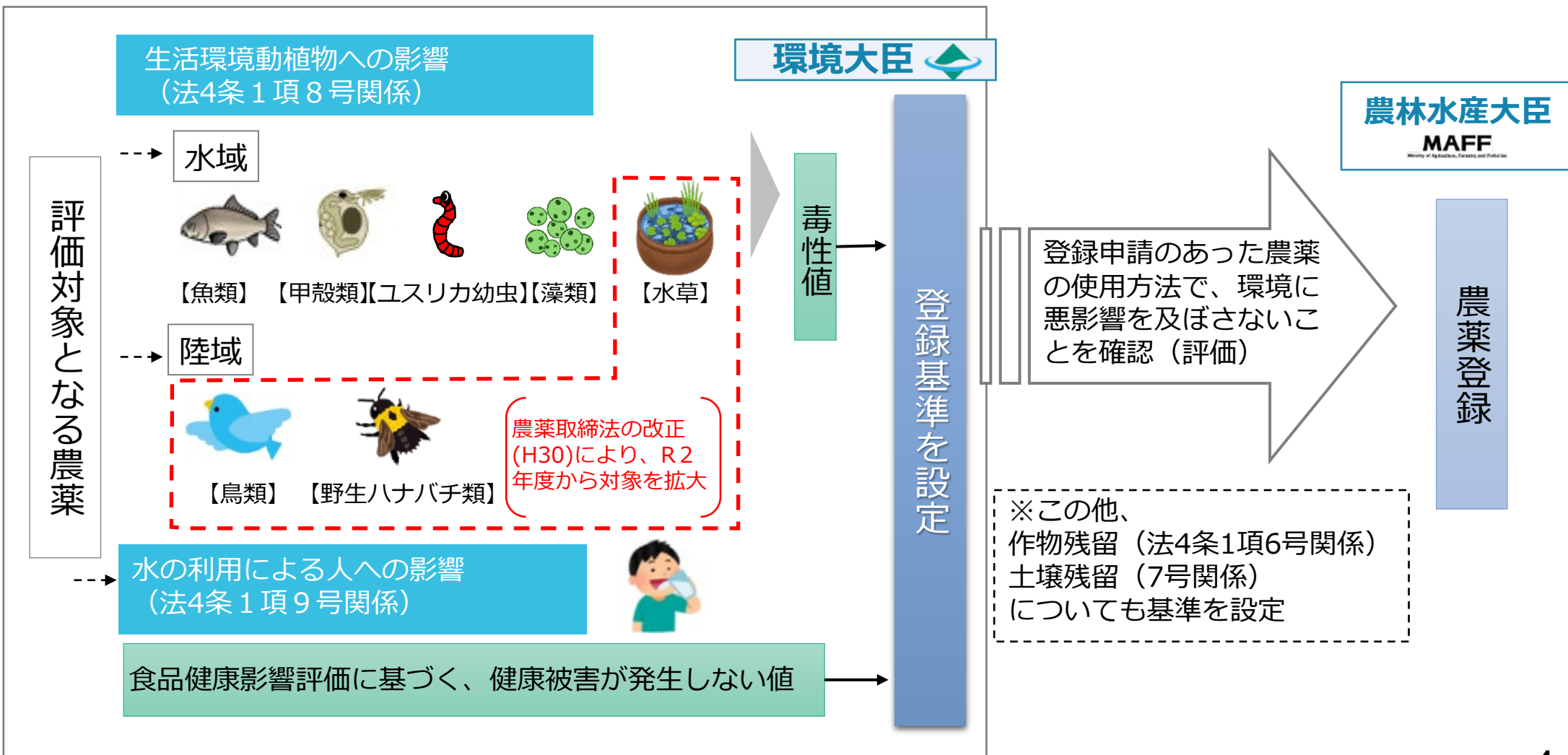
# 農薬登録制度に関する省庁と役割

- 安全性が確認された農薬だけを登録するために、関係省庁が連携して取り組んでいる。



# 農薬登録の基準の設定

- 農薬取締法に基づき、農薬による環境影響（生活環境動植物（水域：魚類等、陸域：鳥類、野生ハナバチ類）や、水の利用による人の健康に対する被害）防止の観点から、農薬登録の基準を設定。



# 農薬の再評価制度

- 登録されている全ての農薬について、定期的に**最新の科学的知見**に基づき、安全性等の**再評価**を行う仕組みを導入（農薬取締法、H30年）。
- 農薬の安全性に関する科学的知見を収集し、必要な場合には、**随時、登録の見直し**を実施
- 再評価では、メーカーに対して**最新の試験法等**に則ったデータの提出を要求
- 国は農薬の安全性に関する**科学的知見を収集・分析**

	令和元年度以前	R2年度	R3年度	R4年度以降
	新規登録に係る評価		新規登録に係る評価及び <b>既登録農薬の再評価</b>	
水域の生活環境動植物への影響	魚類・甲殻類・ユスリカ幼虫・藻類	水草		
陸域の生活環境動植物への影響		鳥類	野生ハナバチ類	
水利用による人への影響	公共用水域の水質			

「毒性に基づく基準値案」と「ばく露量」を比較し、生活環境動植物の被害が発生し、かつ、その被害が著しい可能性があるかどうかを検討。

- 毒性試験データから、毒性に基づく基準値案を検討。
- 農薬の使用方法等から、環境中の予測濃度や、鳥類、野生ハナバチ類の予測ばく露量を計算。

## 「毒性に基づく基準値案」

- ・ 水域の動植物に対する毒性
- ・ 鳥類に対する毒性
- ・ 野生ハナバチ類に対する毒性

## 「予測濃度・ばく露量」

- ・ 水域における予測濃度
- ・ 鳥類の予測ばく露量
- ・ 野生ハナバチ類の予測ばく露量

# 農薬登録基準の審議の流れ

## ○生活環境動植物への影響

水域の生活環境動植物の被害防止に係る基準値の検討

水域の生活環境動植物  
登録基準設定検討会

鳥類の被害防止に係る基準値の検討

鳥類登録基準設定検討会

野生ハナバチ類の被害防止に係る基準値の検討

農業資材審議会 蜜蜂部会  
(農水省)

諮問・付議

中央環境審議会 農薬小委員会(1R)

パブリックコメント

中央環境審議会 農薬小委員会(2R)

報告・答申

告示(基準値設定)

## ○水の利用による人への影響

食品安全委員会

or

非食用農作物専用農薬  
安全性評価検討会※

諮問・付議

※ 非食用農作物のみに適用がある農薬等、食品安全委員会が許容一日摂取量(ADI)を設定しない一部の農薬が対象

## (参考) 環境リスクの低減 (農薬関連)

### ○昆明・モンリオール生物多様性枠組 (仮訳)

#### 【ターゲット 7】

(略) 科学に基づき、食料安全保障や生活を考慮しつつ、**総合防除などにより農薬及び有害性の高い化学物質によるリスクを全体として少なくとも半減**、プラスチック汚染を防ぎ、削減し、廃絶に向けて努力するなど、あらゆる汚染源からの汚染のリスクと悪影響を2030年までに、蓄積効果を考慮しつつ、生物多様性、生態系の機能・サービスに有害でない水準まで削減する。

### ○化学物質に関するグローバル枠組み (Global Framework on Chemicals) (仮訳)

#### 【ターゲット A7】

2035年までに、リスクが管理されておらず、より安全で安価な代替品が利用可能な場合において、主体は**農業における有害性の高い農薬を段階的に廃止するための効果的な措置を講じ、それらの代替への移行を促進し、利用可能にする。**

### ●生物多様性国家戦略2023-2030

#### 【行動目標1-3】

**汚染の削減** (生物多様性への影響を減らすことを目的として排出の管理を行い、環境容量を考慮した適正な水準とする) や、侵略的外来種による負の影響の防止・削減 (侵略的外来種の定着率を50%削減等) に資する施策を実施する

#### 【行動目標3-4】

みどりの食料システム戦略に掲げる**化学農薬使用量 (リスク換算) の低減**や化学肥料使用量の低減、有機農業の推進などを含め、**持続可能な環境保全型の農林水産業を拡大**させる